

令和5年5月2日

青森市政記者会 様

青森市市民部生活安心課長

「春の全国交通安全運動」及び「交通事故死ゼロを目指す日」の実施について

このことについて、「春の全国交通安全運動」及び「交通事故死ゼロを目指す日」を効果的に推進するため、別添資料のとおり行事を予定していますので、取材・報道をお願いします。

### 記

- 1 期 間 令和5年5月11日（木）～20日（土）までの10日間  
このうち5月20日（土）は交通事故死ゼロを目指す日
- 2 運動の目的 広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。
- 3 運動の重点 (1) こどもを始めとする歩行者の安全の確保  
(2) 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上  
(3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 行事日程 別添資料「行事・活動日程」をご覧ください  
(※期間前後の行事も含まれます。)
- 5 その他 各行事・活動は、天候、その他の理由により変更・中止になる場合があります。  
詳細につきましては、行事・活動日程に記載の各問合せ先までお願いします。

#### 【担当】

青森市市民部生活安心課  
担当：主事 成田、主幹 木立  
電話：017-734-5258

# 令和5年度

## 青森市交通安全対策協議会交通安全運動推進要綱

### 趣旨

人命尊重の理念の下、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で住み良い社会の実現を目指して、計画的・効果的な交通安全運動を推進するために必要な事項を定める。

### スローガン

「あなたも参加 わたしもやります “交通安全”」

### 運動重点

#### 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

運転は ゆとりとマナーの 二刀流

(令和5年使用交通安全年間スローガン 最優秀作)



#### 2 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車に 乗るなら必ず ヘルメット

(令和5年使用交通安全年間スローガン 最優秀作)



#### 3 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

反射材 「ここにいるよ！」の メッセージ

(令和5年使用交通安全年間スローガン 優秀作)



#### 4 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

守りたい チャイルドシートで 未来の希望

(令和5年使用交通安全年間スローガン 佳作)



#### 5 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

「なにで来た？ 乾杯前の 合言葉」

(令和5年使用交通安全年間スローガン 優秀作)



## 推進機関・団体

青森市交通安全対策協議会及びその関係機関・団体

## 推進方策

青森市交通安全対策協議会が中心となり、推進機関・団体は連携を密にし、以下に掲げる推進項目等に基づき、各季の運動期間のみならず年間を通じて、市民の交通安全意識の向上と交通事故防止に寄与する活動を積極的に実施する。

## 運動の種別

### 1 期間を定めて実施する運動

- 春の全国交通安全運動……………令和5年5月11日(木)～5月20日(土) (10日間)
- 夏の交通安全県民運動……………令和5年7月21日(金)～7月31日(月) (11日間)
- 秋の全国交通安全運動……………令和5年9月21日(木)～9月30日(土) (10日間)
- いきいきシルバー交通安全強調月間……………令和5年11月1日(水)～11月30日(木) (1か月間)
- 冬の交通安全県民運動……………令和5年12月11日(月)～12月20日(水) (10日間)

### 2 年間を通じ随時実施する運動

- シートベルト・チャイルドシート着用促進運動
- 反射材用品着用促進運動
- 自転車事故防止運動
- 踏切事故防止運動

### 3 日を定めて実施する運動

- 市民交通安全の日……………毎月1日

毎月1日を「市民交通安全の日」として、市民総ぐるみで交通安全意識を新たにし、一人ひとりが交通ルールを守り、交通秩序の確立を実現するため、交通安全活動を積極的に推進する。

- 高齢者交通安全の日……………毎月15日

毎月15日を「高齢者交通安全の日」として、市民一人ひとりに高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、高齢者自ら交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、高齢者の交通事故防止を推進する。

- 交通事故死ゼロを目指す日……………令和5年5月20日(土)、9月30日(土)

内閣府(交通対策本部)が設けた「交通事故死ゼロを目指す日」において、春と秋の全国交通安全運動に連動した活動を行い、交通死亡事故の抑止を図る。

- 青森市民交通安全行動の日……………令和5年6月25日(日)

「青森市交通安全条例」で、青森市民交通安全行動の日<6月25日(無事故の日)>を定めており、様々な活動を通じて交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努める。

## 重点1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

### 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

#### (1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
- イ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

#### (2) 歩行者の安全の確保

- ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
- エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

### 2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

#### (1) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- ウ 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進
- オ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用促進

#### 信号機のない横断歩道は歩行者優先です。

車は、横断歩道を歩行者等が横断しているときや横断しようとしているときは、一時停止をしなければなりません。

歩行者は、横断歩道を渡るときは、ドライバーに手を挙げる、目を合わせるなどの合図をして、意思表示をしましょう。



#### (2) 高齢運転者の交通事故防止

- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた安全教育及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車(略称:サポカー)の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進

- ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

(3) 二輪車運転者等に対する広報啓発

- ア 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- イ 電動キックボード等の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールについての広報啓発の推進

## 重点 2 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(1) 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知

- ア 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第 32 号)の施行(令和5年4月1日)により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされることを踏まえた、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 改定された「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルールについての広報啓発の推進

(2) 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ア 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ウ イヤホンやスマートフォン等使用時、傘差し等の片手運転時の危険性の周知と指導の徹底
- エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

(3) 自転車利用者等の安全確保

- ア 反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上
- イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- ウ 積雪や凍結した道路における自転車利用自粛の呼びかけ
- エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

### 自転車保険等に加入していますか？

自転車による交通事故で相手方を死傷させてしまい、高額な賠償請求を命じられる事例が発生しています。万一の事故に備え、自転車保険等に加入しましょう。

◆事故による損害を補償する自転車保険等の種類一覧

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向け保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
共済		全労災、県民共済など
TSMマーク付帯保険		自転車安全整備店で点検・整備を受けた自転車の車両に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに付帯した保険

## 重点3 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

- ア 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- イ 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴(日没前後1時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど)を踏まえた交通安全教育等の実施
- ウ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- エ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
- オ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
- カ 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

## 重点4 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付け方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
- ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

## 重点5 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

### (1) 飲酒運転等の根絶

- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
- イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

### (2) 妨害運転の防止

- ア 妨害運転等の悪質性・危険な運転についての広報啓発の推進
- イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

## その他の推進項目

### 1 交通ルールの遵守・マナーアップの推進

- (1) 研修会や街頭指導などの機会をとらえ、「ゆとり」と「思いやり・ゆずり合い」の精神を持った運転を呼びかける。
- (2) 横断歩道における歩行者優先の徹底とこども、高齢者、障がい者等の交通弱者に対する思いやり運転を促進する。
- (3) 車両から空き缶、たばこ、その他の物を投げ捨てない。
- (4) 運転中や歩行中にスマートフォン等の操作等を行わない。
- (5) 歩行者は、付近に横断歩道があるときは横断歩道を横断し、車両の直前直後の横断や斜め横断はしない。

## 2 暴走行為の追放

### (1) 暴走行為をさせない環境づくり

- ア 道路構造改良や交通規制等により、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。
- イ 暴走行為の場所として利用されやすい広場、港湾地域等の管理の徹底を図る。

### (2) 家庭、学校等における青少年指導の充実

- ア 学校警察連絡協議会やPTA役員会、保護者会等の場を活用して、暴走族は暴力団予備軍として犯罪集団の入口にあることを理解させ、積極的な情報交換を図る。
- イ 家庭、学校、職場等において、ドライバーとしての心構えや、社会的責任の重大性を訴え、交通安全と青少年健全育成意識の高揚を図る。

### (3) 車両の不正改造の防止等

- ア 暴走行為を助長する不正改造について街頭検査を実施するなどの対策を強化し、暴走車両を排除する。
- イ 自動車整備業者等は、車両の不正改造を拒否し不正改造の申し出をした者を関係機関に通報する。
- ウ 自動車部品販売者等に対し、不正改造を容易にする自動車部品販売の自粛について指導する。

## 3 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じて、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報に努め、冬道の安全運転の推進を図る。
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して冬道における交通事故防止を図る。
- (3) 道路管理者は、除雪や安全施設の整備点検を促進し冬道の道路交通の安全確保に努める。

## 4 違法駐車排除気運の醸成

- (1) 町内会、商店会及び地域交通安全活動推進委員等が中心となり「違法駐車をしない、させない」町づくりについて地域住民に啓発し、違法駐車締め出しの気運の醸成を図る。
- (2) 事業所等では運転者に対して「違法駐車はしない」旨の指導を徹底する。

年間を通じ随時実施する運動

### シートベルト・チャイルドシート着用促進運動

#### (1) 目的

広く市民に対して、全ての座席におけるシートベルトの着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図ることを目的とする。

#### (2) 運動の重点

- ① 全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知徹底
- ② チャイルドシートの正しい使用の徹底

#### (3) 主な推進事項

- ・ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- ・ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付け方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等についての広報啓発の推進
- ・ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

## 反射材用品着用促進運動

### (1)目的

反射材用品の普及啓発を推進することにより、反射材用品の着用を市民全体に広げ、夜間の歩行者・自転車利用者の交通事故防止を図ることを目的とする。

### (2)運動の重点

- ① 歩行者・自転車利用者の反射材用品の積極的な着用の推進
- ② 反射材用品の着用効果と着用促進のための広報活動の推進
- ③ 反射材用品の継続的な着用促進のための普及啓発の推進

### (3)主な推進事項

#### ア 歩行者・自転車利用者の反射材用品の積極的な着用の推進

- ・ 全ての歩行者及び自転車利用者、特にこどもと高齢者は、夕暮れ時や夜間に外出する際、運転者から発見されやすい反射材付きの衣服や靴、明るい目立つ色の衣服等の着用を心掛けるとともに、キーホルダーやシールなど、身の回り品に積極的に反射材をつけるよう努める。
- ・ 交通安全関係機関・団体の職員等は、率先して反射材用品の着用にあつめるとともに、家族ぐるみでの積極的な活用を心掛ける。

#### イ 反射材用品の着用効果と着用促進のための広報活動の推進

- ・ 「青森県反射材大作戦」ロゴマークを活用するなど、市・関係機関・団体の広報誌等をはじめ、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進する。
- ・ 反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、反射材効果体感型のキャンペーンや、各種イベントを通じた啓発活動にあつめる。
- ・ 交通安全関係機関・団体は、各種交通安全運動等の街頭啓発活動においても積極的に反射材用品の着用効果を周知させるように努める。



#### ウ 反射材用品の継続的な着用促進のための普及啓発の推進

- ・ 市・関係機関・団体は、世帯訪問による個別指導、高齢者等と接する機会を利用して、反射材用品の着用が継続的に行われるような交通安全指導にあつめる。
- ・ 市・関係機関・団体は、反射材用品の普及を促進するため、反射材用品販売店の拡大など、市民が反射材を入手しやすい環境を整備する。
- ・ 全年齢を対象とし、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材の取り込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する反射材製品についての情報提供にあつめる。

## 自転車事故防止運動

### (1)目的

自転車利用者の交通ルール無視(無知)や交通マナーの欠如が原因で発生する交通事故や危険・迷惑行為、違法駐輪が社会問題となっていることから、自転車利用者の安全意識の高揚を図ることを目的とする。

### (2)運動の重点

- ① 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知
- ② 自転車の交通ルール遵守の徹底
- ③ 自転車利用者等の安全確保



### (3)主な推進事項

#### ア 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知

- ・ 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の施行(令和5年4月1日)により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされることを踏まえた、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ・ 改定された「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルールについての広報啓の推進

「自転車安全利用五則」とは…

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

#### イ 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ・ 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
- ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ・ イヤホンやスマートフォン等使用時、傘差し等の片手運転時の危険性の周知と指導の徹底
- ・ 自転車をういた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

#### ウ 自転車利用者等の安全確保

- ・ 反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上
- ・ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- ・ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- ・ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

## 踏切事故防止運動

### (1)目的

踏切事故は、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすことから、踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進して、踏切事故の根絶を図ることを目的とする。

### (2)運動の重点

- ① 踏切道の交通の安全と円滑化の推進
- ② 踏切通過方法等に関する教育の推進

### (3)主な推進事項

#### ア 踏切道の交通の安全と円滑化の推進

- ・ 踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置など踏切道における安全施設の整備を図る。
- ・ 車両等の踏切通過時の違反行為に対する対策を強化する。

#### イ 踏切通過方法等に関する教育の推進

- ・ 踏切前では必ず一時停止して左右の安全を確認することや、踏切でトラブルが発生した場合の非常ボタンの操作等の緊急措置について、周知徹底を図る。
- ・ 学校や自動車教習所等では、踏切の安全な通過方法等の教育を推進する。

# 青森市交通安全対策協議会

# 令和5年春の全国交通安全運動実施要綱

## 目的

本運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 期間

5月11日(木)から5月20日(土)まで(10日間)

【5月20日(土)は交通事故死ゼロを目指す日】

## 運動重点

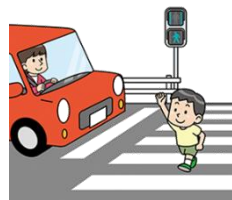
1

こどもを始めとする  
歩行者の安全の確保



2

横断歩行者事故等の  
防止と安全運転意識  
の向上



3

自転車のヘルメット  
着用と交通ルール  
遵守の徹底



## 運動の進め方

運動を効果的に推進するため、市と本協議会の関係機関・団体は十分に協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

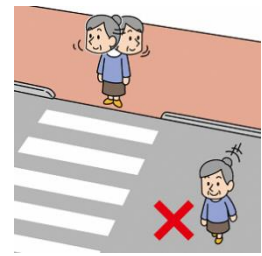
各関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

なお、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、市民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めるものとする。

## 重点1 こどもを始めとする歩行者の安全の確保

### (1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けの推進
- イ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断中が多いなど)等を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進



### (2) 歩行者の安全の確保

- ア 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
- エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進



## 重点2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

### (1) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- ウ 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進
- オ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用推進



## (2) 飲酒運転の根絶

---

ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成



イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

## (3) 妨害運転等の防止

---

ア 妨害運転等の悪質性・危険な運転についての広報啓発の推進  
イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進



## (4) 二輪車運転者等に対する広報啓発

---

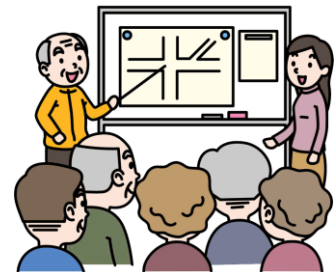
ア 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進  
イ 電動キックボード等の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールについての広報啓発の推進



## (5) 高齢運転者の交通事故防止

---

ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた安全教育及び広報啓発の推進  
イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車(略称:サポカー)の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進  
ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進  
エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底



## (6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

---

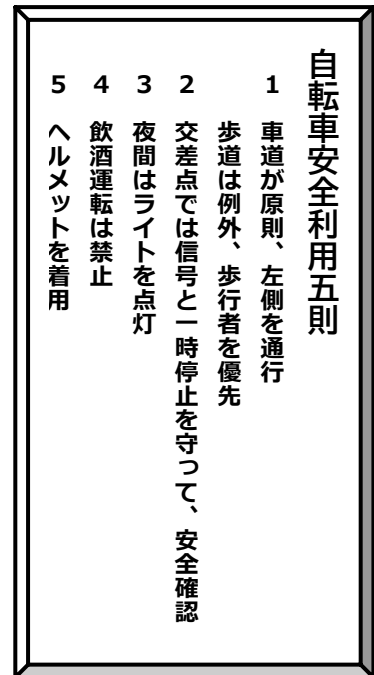
ア 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進  
イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付け方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進  
ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進



## 重点3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

### (1) 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知

- ア 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の施行(令和5年4月1日)により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされることを踏まえた、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 改定された「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルールについての広報啓発の推進



### (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ア 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ウ イヤホンやスマートフォン等使用時、傘差し等の片手運転時の危険性の周知と指導の徹底
- エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進



### (3) 自転車利用者等の安全確保

- ア 反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上
- イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- ウ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- エ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進



# 令和5年 春の全国交通安全運動行事・活動日程（期間前後含む）

**運動期間**

令和5年5月11日（木）～5月20日（土）＜交通事故死ゼロを目指す日：5月20日（土）＞

**運動の重点**

- 1 こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

※下記日程等は、天候、その他の理由（新型コロナウイルス感染拡大防止等）により変更・中止となる場合があります。

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ	
1	交通マナーアップ作戦	5月12日（金） 15:00～ 久栗坂駐車帯 （東バイパス）	通過車両の運転者にチラシ等を配布し、安全運転と全席シートベルト着用を呼びかける。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊、青森 地区安全運転管理者協 会、青森市交通安全母 の会、青森警察署、青 森市	青森交通安全協会 Tel017-777-2815	
2	街頭広報活動	5月15日（月） 15:00 新町通り・さくら野	チラシ・反射材等を配布して交通安全及び反射材の着用を呼びかける。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊		
3	レッドストーム作戦	5月15日（月） 16:15 国道280号バイパス	スピードを出しがちな箇所では赤色灯を回転させて通行車両のスピードダウンを図るとともに、安全運転を促す。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊		
4	のぼり旗作戦	5月18日（木） 10:00 ユニバース ラ・セラ東バイパス 店前歩道上	のぼり旗やプラカードを持って歩道に立ち、通過車両に交通安全を呼びかける。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊		
5	安全協会青年部 街頭広報活動	5月12日（金） 18:30 イトーヨーカドー青森店	チラシ・反射材等を配布して交通安全及び反射材着用を呼びかける。	青森交通安全協会 青年部		
6	街頭監視活動	運動期間中 市内全域	子どもと高齢者を中心とした歩行者及び自転車利用者の通行保護活動を実施する。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊		
7	巡回広報活動	運動期間中 市内全域	指導隊広報車で安全運転等を呼びかける。	青森交通安全協会、 青森交通指導隊		
8	チラシ作戦	運動期間中 市内全域	安全運動の周知徹底を図ることを目的に、チラシを町会回覧または毎戸配布する。	青森交通安全協会 各支部		
9	のぼり旗の掲示	運動期間中 市内全域	「交通安全運動実施中」「シートベルト着用」等ののぼり旗を掲示し、安全運動の周知徹底を図る。	青森交通安全協会 各支部		
10	交通安全・防犯 のぼり旗の設置	運動期間中 市内各所	「のぼり旗」を設置して交通安全の高揚を図る。	各町会、 各地区連合町会		
11	職場における交通 安全指導	運動期間中 青森地方気象台内	業務打合せの都度、交通法規の遵守を確認し、特に信号機のない横断歩道手前の減速と歩行者優先運転の率先実施を指導する。	青森地方気象台		青森地方気象台 Tel017-741-7412
12	ホームページ等による周知	期間中含む通年	道路交通に影響を及ぼす気象や地震、津波、火山等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、警報や予報を適時適切に発表して事故の抑止に努める。	青森地方気象台		青森地方気象台 Tel017-741-7413
13	横断幕の設置	期間中 青森駐屯地正門	駐屯地正門に横断幕を掲示する。	曹友会		陸上自衛隊 青森駐屯地業務隊 Tel017-781-0161 内線6735
14	のぼり旗の掲示	期間中 青森駐屯地内	駐屯地内のにぼり旗を掲示する。	曹友会		
15	声かけ運動	期間中 青森駐屯地正門・北門	駐屯地正門・北門において啓発グッズの配布を行う。	曹友会		

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
16	交通指導	期間中 青森駐屯地内	横断歩道及び一時停止の状況等について交通全般指導を行う。	第123地区警務隊	陸上自衛隊 青森駐屯地業務隊 Tel017-781-0161 内線6735
17	登庁・退庁時のアルコールチェック	期間中 青森駐屯地内	呼気検査を部隊計画により実施する。	青森駐屯地 所在部隊	
18	交通安全の機会教育	期間中 青森駐屯地内	交通安全の機会教育を部隊計画により実施する。	青森駐屯地 所在部隊	
19	標語・ポスターの掲示	期間中 青森駐屯地内	各部隊から標語及びポスターを出展していただき、隊員食堂に展示して交通安全に対する意識の高揚を図る。	青森駐屯地業務隊	
20	周知活動	期間中 会員事業所内	適性診断受診者へ「歩行者の安全確保」「横断歩行者保護」等の重要性を周知する。	独立行政法人 自動車事故対策機構	独立行政法人 自動車事故対策機構 Tel017-739-0552
21	令和5年「春の全国交通安全運動」 県民総決起大会	5月9日(火) 13:30~14:10 青森県観光物産館 アスパム	県民の交通道德の向上と交通安全思想の普及を図り、交通事故防止の徹底を期することを目的として開催する。 ○大会宣言 ○新入学児童による誓いのことば ○交通機動隊パトロール出発 等	青森県、 青森県交通対策協議会	青森県環境生活部 県民生活文化課 交通・地域安全グループ Tel017-734-9232
22	広報活動	運動期間前 ~ 運動期間中	新聞広告(県内3紙)、ラジオ(県広報番組)、ポスター掲示、看板設置、県HP掲載、県庁舎内放送等により、交通安全運動を広く周知する。	青森県	
23	事業主会・管理者協会合同役員会	4月12日(水) 11:00~ ホテル青森	事業主会・管理者協会合同の役員会を開催し、安全運動の周知徹底を図る。	青森地区安全運転 管理事業主会、青 森地区安全運転管 理者協会	青森地区安全運転 管理者協会 Tel017-774-5050
24	会長書簡の送付	運動期間前 協会加入事業所	協会加入事業所に対して、会長書簡を送付し、運動の目的等を踏まえた交通事故防止活動の推進を呼びかける。		
25	踏切事故防止啓蒙活動	5月12日(金) 新青森駅構内 石江踏切 青森駅構内 千刈踏切	踏切を通行する際の正しい通行による事故防止を呼びかける。 ・のぼり旗の掲示 ・チラシの配布	JR東日本青森営業 総括センター (地区センター)	JR東日本青森営業 総括センター Tel017-722-1175
26	踏切事故防止訓練会	5月16日(火) 大湊線、大平踏切	踏切内でトリコになった際に列車との衝突を防止する訓練を実施する。 ・トリコ状態からの脱出訓練 ・警報器の取扱い方 ・信号炎管による列車停止訓練	JR東日本青森営業 総括センター	-
27	のぼり旗の設置	期間中 営業所内	のぼり旗を掲示することで交通安全を呼びかける。	青森市企業局 交通部 東部営業所 西部営業所	東部営業所 Tel017-726-5443 西部営業所 Tel017-788-2326
28	看板の設置	期間中 営業所内	営業所入口に看板を設置し、事故防止を呼びかける。		
29	高齢者交通安全の日街頭活動	5月15日(月) 13:30~14:00 新町パサージュ広場前	市民にチラシ、反射材を配布し、交通事故防止を呼びかけるとともに、毎月15日の「高齢者交通安全の日」の周知活動を行う。	青森市交通安全 母の会、青森市	青森市市民部 生活安心課 交通安全推進T Tel017-734-5258
30	看板・のぼり旗の掲示	運動期間中 (期間外も実施)	看板・のぼり旗を掲示することで交通安全を呼びかける。	青森県自動車販売店交 通安全対策推進協議会	一般社団法人 青森県自動車会議所 Tel017-776-4211
31	チラシの配布	運動期間中 会員店店頭	令和5年4月1日からの自転車乗車時のヘルメット着用努力義務化にあわせ、来店者にチラシ・ポケットティッシュの配付を実施する。	青森県自転車組合 東青支部	青森県自転車組合 Tel017-734-5988

	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
32	自転車安全運転利用講習会の開催	4月～ 市内中学校5校	外部講師を派遣して自転車安全利用の講話、自転車シミュレーターによる模擬運転を体験してもらい、安全運転、交通ルールの啓発を行う。	(一社) 青森自動車協会	一般社団法人 青森自動車協会 TEL017-739-3645
33	小学校4年生に対する反射材の配布	4月～ 市内小学4年生全児童	行動範囲が広がり、自転車の利用が増える小学4年生に対し、自転車用反射板ウイングリフレクターを配布し、交通事故防止につなげる。		
34	指導車による街頭活動の実施	運動期間中 青森市・ 上磯・平内地区	指導車による街頭活動の実施及び会員事業所訪問による安全運転及び事故防止の呼びかけを実施する。 ※新型コロナウイルス感染拡大状況により期間短縮		
35	交通安全ポスター・のぼり旗の掲示	運動期間中 全会員事業所	全事業所で、のぼり旗、ポスターを掲示し、各事業者が春の全国交通安全運動実施結果を青森運輸支局へ報告する。	青森県トラック協会 青森支部	青森県トラック協会 青森支部 TEL017-729-3000
36	会員事業所への文書発信	運動期間中 全会員事業所	全会員事業所への文書発信により、 ・確実な点呼等の実施 ・交通事故防止対策の指導徹底 ・あおり、幅寄せ行為の危険運転の禁止 ・横断歩道における歩行者優先の徹底 ・飲酒運転根絶宣言事業所の促進 「しない」「させない」「許さない」を呼びかけ、交通事故防止の周知徹底を図る。		
37	広報啓発活動	運動期間中 マツダドライビング スクール青森	・校舎の出入り口や駐車場周辺に「のぼり旗」を掲示し、安全運動期間中であることを広く呼びかける。 ・「スローガン」、「ポスター」を教室に掲示し、教習生及び各家庭での交通安全意識の高揚を図る。 ・「交通安全運動実施中」のステッカーを教習車両及び送迎車両に貼付し、一般のドライバーへの周知徹底を図る。	マツダドライビング スクール青森	マツダドライビング スクール青森 TEL017-782-7272
38	安全講話	運動期間中 マツダドライビング スクール青森	卒業検定合格者の卒業式において、安全運動期間中であることを強調し、無事故・無違反を呼びかける。		
39	レター活動	運動期間中	卒業生に対して、運転適性検査の結果による運転方法のアドバイス及び初心運転者による交通事故の原因についての関連情報や「交通安全ニュース」を送付する。		
40	のぼり旗及びポスターの掲示	運動期間中 青森東部自動車学校	校舎内に運動期間中ポスターの掲示や、学校出入り口付近にのぼり旗を掲げ、運動啓発を促すとともに、来客者及び教習生に交通事故防止の呼びかけをする。		
41	送迎車両に運動期間中の表示	運動期間中 青森東部自動車学校	送迎車両の後部に運動期間中であることを表示し、走行車両の運転者に対して運動啓発を促すとともに、交通事故防止の呼びかけをする。	青森東部自動車学校	青森東部自動車学校 TEL017-736-2061
42	広報活動	運動期間中 青森東部自動車学校	在籍教習生及び卒業検定受検合格者に対し、運動期間中の強調、さらには各家庭での事故防止をお願いする。		
43	交通安全施設等の点検	期間中	歩道橋等の交通安全施設について、巡回点検を実施する。	道路管理者	青森河川国道事務所 道路管理第一課 TEL017-734-4573 青森地区 国道維持管理室 TEL017-734-4530



	行事項目	日時・場所	内容	主催・参加団体等	問合せ先
44	のぼり旗の設置	運動期間中 青森市内日本郵便 株式会社各郵便局	のぼり旗を設置し、運動期間中であることを周知し、地域の皆さまに交通安全を呼びかける。	日本郵便株式会社	青森西郵便局 Tel017-781-0600 青森中央郵便局 Tel017-775-5545
45	ポスターの掲示及びチラシの設置	運動期間中 青森西郵便局 青森中央郵便局	ポスターの掲示及びチラシの設置を行い、地域の皆さまに運動期間中であることを周知し、交通安全を呼びかける。		
46	職場における安全指導	運動期間初日 青森西郵便局 青森中央郵便局	運動期間初日に一斉朝礼を実施し、交通事故根絶に向けた安全運転の徹底と安全意識の高揚を図る。		
47	のぼり旗、ポスターの掲示	運動期間中 青森モータースクール	のぼり旗を掲示し、地域住民及び在校生に交通安全運動期間中であることを呼びかける。 教室にポスターを掲示し、交通安全意識の高揚を図る。	青森モータースクール	青森モータースクール Tel017-738-2246
48	卒業生に対する啓発活動及び事故防止の呼びかけ	運動期間中 青森モータースクール	卒業生に対して交通安全運動期間の告知と事故防止の呼びかけを行う。		
49	職場における安全指導	運動期間中 青森モータースクール	朝礼にて安全運動期間中は普段より一層気を引き締め、業務中やプライベートでの事故、違反に注意するよう呼びかける。		
50	のぼり旗の掲示	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎入口及び駐車場周辺にのぼり旗を掲示し、地域住民及び通学する在校生に交通安全運動期間中であることを呼びかける。	青森中央自動車学校	青森中央自動車学校 Tel017-736-3371
51	広報活動の推進	運動期間中 青森中央自動車学校	校舎内外及び送迎バスに広報物を掲示し、運動期間中であることを呼びかける。		
52	在校生・卒業生への啓発活動	運動期間中 青森中央自動車学校	・通学する教習生に、指導員から安全運動期間中であることを周知案内し、交通安全を呼びかける。 ・卒業検定合格者に対し、管理者より安全運転に努めるよう呼びかける。 ・高齢者講習受講者に、交通事故防止対策として反射材を無料配布し、反射材の活用を呼びかける。		
53	広報あおもりでの周知	5月1日号 市内全世帯へ配布	「春の全国交通安全運動」「交通事故死ゼロを目指す日」の周知を行い、交通安全意識の高揚を図る。	青森市	青森市市民部 生活安心課 交通安全推進T Tel017-734-5258
54	書簡による交通安全運動の周知	期間前 各教育機関等	各学校等に対して書簡を送付し、「春の全国交通安全運動」「交通事故死ゼロを目指す日」の周知をするとともに、自転車の安全利用に対するチラシを配布し事故防止を図る。		
55	大型小売店舗等での広報活動の推進	期間前 大型小売店舗等	大型小売店舗等へ店内放送を利用した交通安全の呼びかけ、「交通事故死ゼロを目指す日」の周知を依頼する。		
56	交通安全啓発活動	運動期間中 市役所駅前庁舎	市役所駅前庁舎玄関前にのぼり旗を設置し、交通安全を呼びかけるほか、庁内放送により来庁した市民及び職員に交通安全の啓発を図る。		
57	交通取締、警戒走行	運動期間中 青森警察署管内	管内における交通取締及び警戒走行を実施する。		

## 青 森 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会